

平成 29 年 8 月 23 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸  
公衆衛生担当理事 湯浅 章平

## 情報通信機器を用いた診療（いわゆる遠隔診療）について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

---

日本医師会長

横倉 義武

### 情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）につきましては、同名の厚生労働省の事務連絡を平成 27 年 8 月 28 日付（地 I 162）にて貴会宛にお送りした通り、平成 9 年 12 月 24 日付厚生労働省通知により示された取り扱いの明確化がなされているところであります。

今般、標記の通知が同省医政局長より各都道府県知事宛に発出されるとともに、本会に対しても了知方依頼がありました。本通知は、遠隔診療の取扱について再度周知、明確化し、関係者に周知を依頼するものであります。

特に、通知中の 3 において、禁煙外来のうち、保険者が実施する場合のみ、定期的な健康診断・健康診査が行われていることを確認し、患者側の要請に基づき、患者側の利益と不利益を十分に勘案した上で、医師の判断により、直接の対面診療の必要性については柔軟に取り扱っても直ちに医師法第 20 条等に抵触するものではないこととされております。

また、遠隔診療は対面診療との組み合わせが必要とされていますが、患者側の理由により診療が中断し、結果として診療が遠隔診療のみとなった場合には、直ちに医師法第 20 条等に抵触するものではないこととされております。

4 においては、テレビ電話や、電子メール、ソーシャルネットワーキングサービス等の情報通信機器を組み合わせた遠隔診療については、遠隔診療はあくまで対面診療を補完するものであるとの基本的考え方の原則のもとで、当事者が医師及び患者本人であることが確認できる限り、直接の対面診療に代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、直ちに医師法第 20 条等に抵触するものではないこととされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご丁知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会等や関係医療機関への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。